

SUKUMO CITY.

宿毛市

広報すくも 2020.11



10月3日(土)

林邸ライトアップイベント
～宿毛×佐伯 竹あかりの宴～

PICK UP

- P3 マイナンバーカードで地域振興券を受け取ろう
- P23 固定資産税係からのお知らせ
- P28 はなちゃんバス日より

新小学1年生への「ヘルメット無償配布」

宿毛市では「自転車を活用したまちづくり事業」の一環として、市内の小学校入学を機にヘルメットを無償配布しています。今年度も令和3年度入学の新1年生へ、自転車の安全利用や着用の促進を図るため、安全性はもちろん、サイズ調整可能なヘルメットを配布します。



宿毛市自転車を活用したまちづくり計画

対象 市内在住で令和3年度の新小学1年生全員

申込 ① 市内の保育園・幼稚園に通われている子どもは、園を通じて連絡します。

② ①以外の在宅の子どもは、学校教育課までお問い合わせください。

問 学校教育課 ☎ 63-1102

新型コロナウイルス対策支援寄付金

10月13日(火)、宿毛飲食店ユニット(ロイヤルバーホワイトハウス、金次郎、パティスリー SAIGO、林邸 cafe) から新型コロナウイルス対策支援寄付金贈呈式が行われました。

この寄付金は、「林邸ライトアップイベント～宿毛×佐伯 竹あかりの宴～」にて新型コロナウイルス感染症拡大防止チャリティー特別企画「お月見ダイニングバー」の売上金全額 73,900 円を宿毛市にご寄付いただきました。



寄付金は、宿毛市の新型コロナウイルス感染症対策関連事業に活用します。ありがとうございました。

問 商工観光課 ☎ 63-1119

第56回宿毛市美術展覧会表彰式

10月13日(火)、宿毛市美術展覧会表彰式が行われました。日本画・洋画・書道・写真・工芸の5部門に99名、121点の出品があり、各部門で審査が行われ、受賞者が決定しました。また、新たに熊岡 實恵子さん(日本画)、渡邊 英幸さん(洋画)が無鑑査となりました。皆さん、おめでとうございます。

第56回宿毛市美術展覧会部門別受賞者 ※敬称略

	日本画		洋画		書道	
	作品名	氏名	作品名	氏名	作品名	氏名
無鑑査特別賞	暮れなずむ	大谷 玲子	港の風景	山本 晶徳	遂	中川 照月
特選	炎の如く	宮本 量子	橋	中道 セルコ	寒雪梅中盡	増田 裕風
ほう状	Peace	東 孝子	朽ちたタイヤとロープ	田村 久美子	一蓮飛	尾崎 敬子
	朱華	小島 洋子	竜串海岸	大久保 勝美	月露	坂本 春瑛
			山	山戸 修吉	祈	蓮井 璃音
					晁補之詩	有田 春虹
					臨 曹全碑	川北 安理紗
新人賞	黒尊神社		龍宮の使い		杜甫詩	餘舛 悠紅
					三島の楼台	村島 るみ
		太田 志津夫			臨 建中告身帖	阿洲波 健心
	写真		工芸		今回より無鑑査になる方	
	作品名	氏名	作品名	氏名		
無鑑査特別賞	瞬	野口 務	傷だらけのトーチ	下元 かおる	熊岡 實恵子(日本画) 渡邊 英幸(洋画)	
特選	夏への入口～小さな冒険	佐伯 奈穂	葡萄文扁壺	宮本 量子		
ほう状	おもてなし	小栗 幹夫	釉彩皿「葉舞う」	田村 寿生子		
	雪の四万十川	山本 修代	網代編みぶどうバック	池 康彦		
新人賞	荒瀬より	田村 さゆり	織部長皿2枚組	岡村 千幸		

問 中央公民館 ☎ 63-2618

マイナンバーカードで地域振興券を受け取ろう

マイナンバーカードを申請・保有している方へ、地域振興券を配付します。この機会にマイナンバーカードで生活をより便利に、そして地域へ貢献しましょう。

マイナンバーカード普及促進事業の概要

今後、新型コロナウイルス対策をふまえた電子的な手続の増加が考えられ、安全で確実な本人確認が必要です。宿毛市では、そのツールとなるマイナンバーカードの普及を図るため、カードを申請・保有している方に「地域振興券」を配布します。地域振興券の使用による買い物や飲食の消費拡大で、地域経済の活性化にも取り組みます。



地域振興券

- 配布対象者**
- 令和3年1月15日（金）までにマイナンバーカード交付を希望し申請をした方
 - 既にマイナンバーカードをお持ちの方

金額 1人につき1セット1万円分(500円×20枚) **使用期間** 11月1日(日)～令和3年2月28日(日)

利用可能店舗 宿毛市内の登録店舗（地域振興券配布時に登録店舗一覧をお渡しします。）

配布方法 マイナンバーカードの取得または申請が確認できた方へ郵送などで配布します。

マイナンバーカード申請方法

● オンライン申請



● 郵送申請



3密を回避するため、スマートフォン、パソコンまたは郵便での申請がお勧め
申請方法の詳細についてはこちら



※交付申請書の再交付は電話でも受付しています。

● 宿毛市役所内に設置する申請受付専用窓口で申請

受付期間 令和3年1月15日（金）までの平日 9時～17時 ※12月29日～令和3年1月3日を除く
※この期間、市民課での申請受付は行いません。設置される申請受付専用窓口へお願いします。

持参物

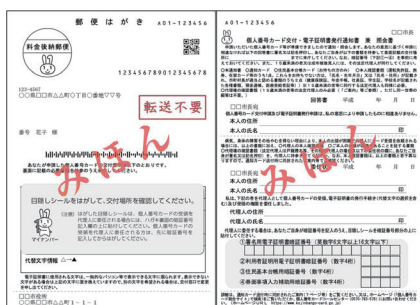
- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書（できるだけご持参ください）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- 本人確認書類
A：運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、特別永住者証、在留カード
B：健康保険証、介護保険証、医療費受給者証、年金手帳、年金証書など

★A2点またはAとBを組み合わせた2点をお持ちの方は、カードを本人限定受取郵便で送付するため再来庁は不要です。

マイナンバーカード受取方法

申請から約1～2カ月後に受け取れるようになります。申請者本人による宿毛市役所での受け取りとなります。（15歳未満は親権者と一緒に）

● 交付通知書（はがき）



（★の場合のみ）

● 本人限定受取郵便（特例型） 封筒

裏面記載の本人確認書類を持参して
本人が市民課窓口で受け取り



本人が郵便局員による本人確認のうえ受け取り

どちらも、住民登録地へ **転送不要** で本人宛に郵送します。

問 市民課 ☎ 63-1112

みんなで創ろう人権のまち



人権週間

12月4日(金)～10日(木)までの期間は、「世界人権宣言」を記念して、人権週間として定められています。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、あらかじめ収録した映像を放送・配信します。人権にかかわる問題や課題は私たちの日常生活の中にあるものです。この人権週間を機に、今一度身近な人権について考えてみましょう。

人権週間記念事業(人権フェスティバル)

講演放送

放送日時 12月5日(土) 19時～20時

再放送 12月6日(日) 14時～15時、19時～20時

視聴局 ● SwanTV(行政チャンネル)

演題 「防災と人権」「防災と男女共同参画」(各30分)

講師 【歌うママ防災士】柳原 志保 さん

大災害を経験し、防災士の資格を持つ柳原さんが女性の目線から防災と人権についてお話しします。

※12月8日(火)～令和3年2月28日(日)の期間、映像の貸し出しも行うほか、宿毛市公式YouTubeチャンネル「みてや!SUKUMO!!」でも配信します。

※今回の人権フェスティバルのために収録した映像を放送・配信します。

※SwanTVをご覧になるには契約が必要になります。

※放送、配信した映像の録音、録画はご遠慮ください。

作品・パネル展示

期間 12月5日(土)～9日(水)

場所 宿毛文教センター1階

内容 正和・貝礎・手代岡隣保館の交流事業(生け花、折り紙、識字、書道など)や児童館の子ども会活動で創った作品、人権啓発パネルなどを展示します。

問 人権推進課 ☎ 62-0225



人権擁護委員の委嘱

10月1日(木)付けで、法務大臣から次の方々が人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員 嵐 仁美 さん(再任) / 畠山 真利子 さん(再任)

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

問 人権推進課 ☎ 62-0225

無料人権相談

婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・交通事故などに関わる人権問題についてのご相談を承ります。 ※相談無料、秘密厳守、一人30分の予約制

日時 11月26日(木) 13時～15時

場所 高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号)

内容 弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談

※特に、法律関係でお困り、お悩みの方はぜひご相談ください。

日時 12月2日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 宿毛文教センター2階 会議室

内容 宿毛市の人権擁護委員による人権相談

主催 高知地方法務局四万十支局

問 高知地方法務局四万十支局 ☎ 0880-34-1600 / 人権推進課 ☎ 62-0225



「高知で恋しよ!! マッチング」 出張登録閲覧会 in 宿毛

1対1の出会いをサポートする、県の会員制お引合せシステム「高知で恋しよ!! マッチング」の出張登録閲覧会を宿毛市で開催します。普段は高知市・四万十市・安芸市に設けられた「こうち出会いサポートセンター」でのみ、会員登録、お相手のプロフィール閲覧、お引合せの申込みを受け付けています。この機会をぜひご利用ください。



日時 11月11日(水)・12日(木) 15時～20時(完全予約制)

場所 宿毛文教センター 2階 会議室3

必要書類 ① 本籍地の市町村長が発行する独身証明書または戸籍抄本

② 健康保険証

③ 写真付きの身分証(運転免許証等)

④ ①～③のコピー各1部

⑤ プロフィール用写真1枚 ※3カ月以内に撮影した本人のみが写っていて、上半身1判程度の大きさ

入会登録料 1万円(2年間有効) ※宿毛市に住民票がある方は、入会登録料の補助制度があります。

補助額 ●初めてマッチングに登録をする方:1万円(全額補助)

●マッチングに再登録をする方:5千円(半額補助)

詳しくは、企画課(☎63-1118)にお問い合わせください。

参加申込 予約制ですので、必ずこうち出会いサポートセンターまでご連絡ください。

問 こうち出会いサポートセンター ☎088-821-8081(日・月:10時～17時、火・水・木:13時～20時)

令和3年成人式

日時 令和3年1月3日(日) 13時30分～14時30分予定(受付 12時30分～13時20分)

場所 宿毛市総合社会福祉センター ※昨年と会場が変更になっています。

該当者 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方で、宿毛市に住民票のある方、または保護者の住所が宿毛市にある方、宿毛市内の学校に在籍していた方

申込締切 11月27日(金)

申込方法

宿毛市に住民票のある方: 往復はがきで案内状を送付します。必要事項をご記入のうえ、返送してください。

宿毛市に住民票のない方: 「参加申込書」(宿毛市ホームページからダウンロード可)を記入し提出。

(メールでの提出もできます)

メール内容 ※メールで申し込みされた方には、後日案内ハガキを送付します。

●題名「成人式出席について」

●本人の氏名(フリガナ)、生年月日、性別、住所(〒)、電話番号

●保護者の氏名(フリガナ)、住所(〒)、電話番号、記念写真購入希望の有無(2枚1組3千円当日集金)

注意事項

●新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、マスクを着用し、入口での消毒および検温にご協力ください。熱のある方、体調の悪い方は入場できません。保護者の入場はできません。

●新型コロナウイルス感染拡大により、宿毛市が開催することを不適切と判断した場合は式典が中止される場合があります。宿毛市ホームページをご確認ください。

●開催が中止となった場合の損失については補償できかねますので、あらかじめご了承ください。

問 生涯学習課(宿毛文教センター内) ☎63-3394 FAX 63-2618 ✉gakusyuu@city.sukumo.lg.jp

情報コーナー

i 「女性の人権ホットライン」 強化週間

女性の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中は土・日曜日にも相談をお受けし、平日は19時まで相談をお受けします。

期間 11月12日(木)～18日(水)

時間 平日:8時30分～19時
土日:10時～17時

場所

平日:高知地方法務局人権擁護課
土日:高松法務局人権擁護部

電話 0570-070-810

内容 DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩み事など女性をめぐる人権問題

※相談無料、秘密厳守

問 高知地方法務局人権擁護課
☎ 088-822-3503

i 第7回 幡多地域医療連携フォーラム

日時 11月14日(土)
14時～17時
(13時30分～受付開始)

場所

四万十市社会福祉センター
大会議室
(四万十市右山五月町8-3)

参加費 無料

定員 先着50名

※事前申込制

感染予防のため人数制限があります。事前に申し込みください。

その他

●高知家健康パスポート事業対象

問 幡多けんみん病院経営事業課
☎ 66-2222

i Sマーク「標準営業約款制度」

厚生労働大臣の認めたルールに従って、お客様に安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店をお知らせしています。

高知県では、理容・美容・クリーニングの3業種でこの制度を導入しています。

毎年11月を「標準営業約款普及登録推進月間」として、消費者の皆さまにSマークを知っていただくとともに、営業者の方には登録を呼びかけています。



問 (公財) 高知県生活衛生営業指導センター ☎ 088-855-5100

i 令和2年分年末調整説明会開催中止

例年実施していた年末調整説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止します。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成しています。ご不明な点等があれば、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

問 中村税務署
☎ 0880-35-2135



i 水道メーター(量水器) 取り替え

平成24年度、平成25年度に製造した量水器(例:A24-〇〇〇・A25-〇〇〇)の取り替えを無料で行っています。

- 水道メーターの取り替え作業中は水道が使用できません。(15分～30分程度)
- 取り替え作業はご不在の場合でも、取り替え可能な場合は施工します。

問 水道課 ☎ 63-3552

i 水道水の濁りについて

水道管の破裂や緊急に消火栓を使用した場合など、水道管の中を流れる水の速さや方向が変わったときに濁った水が出る場合があります。その際は飲用や洗濯を控えていただき、しばらく蛇口から水を流すと濁りは解消されます。それでも解消しない場合は水道課までご連絡ください。水道の性質上、濁りの発生は不可抗力であるため損害の補償などはできませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 水道課 ☎ 63-3552

i 宿毛文教センター 殺虫消毒による臨時休館

11月9日(月)は、宿毛文教センター全館の殺虫消毒を行うため、入館することができません。当日は職員(管理人含む)が終日不在となりますのでお知らせします。

問 中央公民館 ☎ 63-2618

i 令和2年度自衛官等 採用試験募集要項

自衛官候補生

対象 学歴不問

※対象 18 歳以上 33 歳未満の者
ただし、32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限ります。

申込期間 随時受付

試験日 受付時にお知らせ

試験科目 筆記試験、口述試験、適性検査および身体検査等

陸上自衛隊高等工科大学校生徒

対象 中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者（見込み者含む）で、平成 16 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた男子

申込期間 11 月 1 日（日）～
令和 3 年 1 月 6 日（水）

1 次試験

試験日 令和 3 年 1 月 23 日（土）
※社会状況等により変更する場合があります。

試験科目 筆記試験

2 次試験

試験日 令和 3 年 2 月 4 日（木）～7 日（日）までの間の 1 日
（1 次試験合格者対象）

試験科目 口述試験、身体検査

問 自衛隊高知地方協力本部
四万十地域事務所
☎ 0880-35-3096

i 認知症予防教室

11 月は「若年性認知症の実態と支援～認知症ちえのわ net の紹介～」です。講師は高知大学医学部附属病院の若年性認知症支援コーディネーターです。

日時 11 月 27 日（金）
14 時～15 時

場所 聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費 無料 **事前申込** 不要

駐車場 有

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

問 聖ヶ丘病院 地域連携推進室
中野・長尾 ☎ 63-2146

i 令和2年度 くらしと こころ・つながる相談会

暮らしの相談

借金、金銭トラブル、多重債務、生活保護、公的貸し付け

からだの健康相談

食欲がない、酒量が増える、眠れない、体がしんどい

心の健康相談

不安が続く、やる気がでない、うつ病などの精神疾患、精神障害に関すること

仕事の相談

解雇、仕事がない、就職活動

日時
12 月 3 日（木）13 時 30 分～
16 時 30 分（受付は 16 時まで）

場所
ハローワーク四万十 地下会議室
（四万十市右山五月町 3 番 12 号）

申込 不要 **料金** 無料

●弁護士や司法書士、保健師が相談に応じます。

※相談の際は、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策へのご協力をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

問 高知県障害保健支援課
☎ 088-823-9669

i 宿毛市クリーンデー

市民総参加の清掃活動「宿毛市クリーンデー」の実施を予定しています。多くの方のご協力をお願いします。

※実施内容等は各地区で異なりますので、地区回覧等でご確認ください。

実施日 11 月 15 日（日）

予備日 11 月 22 日（日）

※小雨決行

※今後、宿毛市で新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、実施を中止します。

問 環境課 ☎ 63-1697

i 今月の1日行政相談所

日時 11 月 24 日（火）
13 時～15 時

場所 宿毛文教センター

相談委員 三本 義男・山岡 まゆみ

問 総務課 ☎ 63-0948

i 出張無料法律相談

日時 11 月 24 日（火）
13 時～16 時

※できるだけ事前にご予約ください。

場所
宿毛市総合社会福祉センター

相談対応者

- 高知弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士 1 名
- 高知県警察本部組織犯罪対策課担当者 2 名
- 公益財団法人暴力追放高知県民センター相談員 2 名

相談内容

主に暴力団等に絡む困りごととしておりますが、法律問題や事件相談等でお困りの方があれば、遠慮なくご相談ください。

問（公財）暴力追放高知県民センター事務局

☎ 088-871-0003



高知県の情報
ポータルサイト



情報コーナー

第48回すくも俳句大会

俳句を通じて心豊かな生活・生きがいづくりを目的に活動している宿毛市内・外の俳句愛好者が交流を深める大会です。

日時 11月15日(日) 10時

場所 宿毛文教センター

選者 味元 昭次 先生

投句 雑詠 5句
(投句締切 12時)

賞 大会賞3句 秀逸5句

会費 1千円

主催 すくも俳句会・宿毛市教育委員会

問 すくも俳句会 篠田 たけし
☎ 63-3001

寒蘭の里とさ宿毛展示大会の中止

例年、皆さんから多大なご支援・ご協力をいただいて開催している寒蘭の里とさ宿毛展示大会について、新型コロナウイルス感染拡大を受け、実行委員会において今年度の開催について協議しましたが、来場される皆さんの安全を第一に考えた結果、今年度の開催を中止することとなりました。

問 商工観光課 ☎ 63-1119

第21回フォトコンテスト

募「宿毛湾だるま夕日および宿毛の四季」

だるま夕日と宿毛の四季折々の自然や観光地等をテーマにした写真を募集します。

期間 11月1日(日)～
令和3年2月12日(金) 必着

一般写真部門

規格 カラープリント・単写真・
4ツ切・4ツ切ワイド・A4サイズ

応募方法

写真裏面に応募票添付の上送付

応募点数 1人5点まで

審査員 前田 博史氏
(高知市在住写真家)

賞 ●大賞1点 ●金賞1点
●銀賞1点 他

インスタ部門

応募方法 Instagram「sukumo.tourism」をフォローし、「#すくもフォトコン」「#撮影場所」の2つをつけて写真を投稿

応募点数 制限なし

賞 ●最優秀賞1点
●優秀賞1点 他

※当フォトコンテストは、来年趣向を変えてリニューアルを予定しております。

問 (一社)宿毛市観光協会
☎ 63-0801

募 市営住宅入居者募集

市営住宅

募集団地

- 小森第2団地 1戸 3DK
- 西町第2団地 1戸 3DK
- 平井団地 1戸 3DK

受付期間

11月9日(月)～24日(火)

西町地域振興住宅

所在地 西町4丁目2番20号

間取り 3DK(6帖×2、4帖半)

構造

鉄筋コンクリート造5階建て
※エレベーター無

契約形式 定期借家方式

家賃 3万円 **共益費** 2千円

駐車場 1千円(1台/1世帯)

敷金 9万円(家賃×3カ月)

受付期間 随時受付

共通

入居資格条件 有

申込書配布場所 ●都市建設課

●小筑紫支所 ●東部支所

受付場所 都市建設課

※土・日・祝日を除く

問 都市建設課 ☎ 63-1120

宿毛市では半島地域の税制特例制度により、国税・地方税の優遇措置が受けられます

対象地域 宿毛市内全域 **適用期限** 令和3年3月31日(水)まで

優遇措置 国税：割増償却、県税：不均一課税(事業税・不動産取得税)、市税：不均一課税(固定資産税)

対象業種 製造業・旅館業・農林水産物販売業・情報サービス業等

必要書類や詳しい要件、申請時期など、詳細は担当にご確認ください。

国税・地方税の優遇措置の各担当

国税	県税	市税
中村税務署 ☎ 0880-35-2135	幡多県税事務所 ☎ 0880-35-5972	税務課固定資産税係 ☎ 63-1203

問 企画課 ☎ 63-1118

思いっきりたのしみ！
イベントマルシェ

■ みんなの会 うち

心も体もホッとできるあたたかい、安心安全な第3の居場所を提供する事業やイベントを行っています。11月の開催予定は次のとおりです。

11月の開催日時	内容
9時～12時	3日(火) こどもから大人までの居場所
	17日(火) 新聞バッグ作り
	28日(土) 髪飾り、小物入れ作り (材料費200円、先着5名、申込必要)
15時～18時	12日(木) 宿題したり、遊んだり、お友達と一緒にどうぞ！
	26日(木) 清宝寺・本堂にてイベント開催！ 終了後、こども食堂
10時～	14日(土)

場所 みんなの会 うち
(中央1丁目1-30)

参加費 無料

主催 ゆめ・スマイル

共催 こども食堂 ゆめ・
ワールドスマイル

後援 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎090-5910-0989



■ こども食堂 ゆめ

毎月手作りの美味しいランチを用意しています。おひとりでもお友達と一緒にでも大歓迎です。

日時 11月14日(土)

11時30分～14時30分

場所 みんなの会 うち (中央1丁目1-30)

参加費 大人 300円 小学生以上 100円
(幼児 無料) ※お弁当の場合、200円

メニュー ちらし寿司&むかごご飯 いもたき

おでん 秋野菜のサラダ 大学芋 みかん

※50食程度、用意しています。

※感染対策上、お弁当になる場合もあります。

※メニューが変更する場合があります。

※アレルギー対応はしていません。

※お弁当の場合は、メニューが違います。

主催 こども食堂 ゆめ **共催** ワールドスマイル

後援 宿毛市

問 こども食堂 ゆめ ☎090-5146-7529

■ 宿毛!! ワクワクたいけんひろば

子どもだけでなく高齢者や障がい者など誰もが垣根なくすごせる居場所づくりを目指しています。

※皆さんに安心して参加いただけるよう感染防止対策として、マスク着用、手指の消毒、間隔を取った横並びの食事などのご協力をお願いします。

※自由交流は参加費無料・申込不要

日時 11月14日(土)

● 10時～12時

小物作り教室「手作り石鹸とフェイスシールド」

講師 宿毛工業高等学校 池内先生、高校生
(参加費500円(昼食込)/申込制/小・中学生対象)

● 13時～16時30分 自由交流



じんけんネットすくも
LINEQR

LINE登録後、LINEでの
申し込みも受け付けます。

日時 11月28日(土)

● 10時～12時

小物作り教室「アロマを使ったオーナメント」

講師 西尾 由加子 さん
(参加費500円(昼食込)/申込制/小・中学生対象)

● 13時～16時30分 自由交流

※13時～14時 バルーンアート
(希望者のみ/先着25名)

場所 正和児童館

主催 宿毛市

問 NPO法人じんけんネットすくも ☎090-9710-3321 (日・祝を除く9時～17時)

読書週間「ラストページまで駆け抜けて」

10月27日(火)～11月9日(月)までの2週間は第74回読書週間です。今回の標語は「ラストページまで駆け抜けて」

読書週間に合わせ、坂本図書館では企画展示や読書クイズを行っていますので、ぜひお立ち寄りください。

図書館読書クイズ

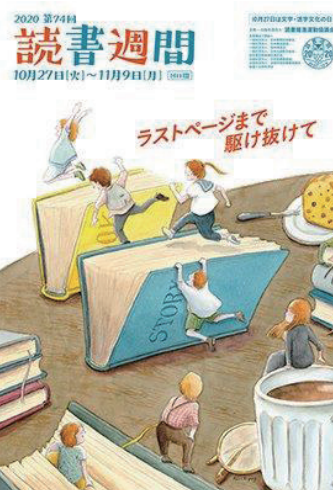
小中学生を対象とした、図書館内の書籍を使っでの読書クイズ。全問正解者には抽選で賞品をプレゼントします。回答用紙と回収ボックスは図書館内に置いています。ぜひご応募ください。

期間 10月31日(土)～11月26日(木) **対象** 小・中学生

図書館企画展示

「11月」は「ミステリー」と題し、「日本の名探偵」、「世界の名探偵」、「不思議な世界」の3つのコーナーを用意し図書を展示します。ぜひご来館ください。

期間 10月31日(土)～11月26日(木)



開館時間 10時～18時30分
土・日 18時まで
休館日 毎週月曜日、毎月最終金曜日、
12月29日～1月3日、祝日
※月曜日と祝日が重なる場合、直近の平日も休館日となります。

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、榎図書館流通センター TRC MARC より)

●あつかったらぬげばいい

ヨシタケシンスケ 著
白泉社



ヘトヘトにつかれたら、だれもわかってくれなかったら、せいかいがかわってしまったら…。子ども、大人、おじいちゃんのさまざまな疑問に痛快に答える、ヨシタケ式心を緩める絵本。

●だれかなあ？

みやにしたつや 作・絵／鈴木出版

●脳のなかのびっくり事典

こざきゆう 文、加納徳博 絵／ポプラ社

●灯台からの響き

宮本輝 著
集英社



本の中から、亡き妻宛てに30年前に届いたハガキを見つけた康平。そこに描かれていたのは、海岸線と灯台のように見える線画。妻の過去を知るために、康平は灯台を巡る旅に出る…。『北日本新聞』ほか掲載を単行本化。

●半沢直樹 アルルカンと道化師

池井戸潤 著／講談社

●武漢日記 封鎖下60日の魂の記録

方方 著／河出書房新社

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
11	22(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
11	12(木) 26(木)	市役所税務課	17:15～19:00

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利



納期限	固定資産税	4期	11/30 (月)
	国民健康保険税	5期	
	介護保険料	5期	
	後期高齢者医療保険料	5期	

高知けいば
パルス宿毛

〈HP〉 <http://www.keiba.or.jp>
〈i-mode〉 <http://www.keiba.or.jp/i/>

11月	1・7・8・14・15・ 22・23・28・29
12月	5・6・12・13・19・ 20・26・27・31

Q すぐも 市議会だより

第103号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、令和二年九月八日に開会し、十八日間の会期で九月二十五日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「令和元年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「令和二年度一般会計補正予算」など予算議案十一件、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」など条例議案五件、その他の議案十七件の合計四十七議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり承認・可決されました。

が不採択、「公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情」が趣旨採択となりました。最終日には議員から「公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」が提出され、可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第十五号及び議案第四十七号）

今回の補正予算は、総額で

第三回（九月）定例会日程

25日	24日	23日	22日	21日	20日	19日	18日	17日	16日	15日	14日	13日	12日	11日	10日	9日	9月8日
(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)
本会議	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議	本会議	本会議	休会	休会	休会	休会	休会	本会議
									一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	一般質問、 一般質問、 一般質問、 委員会審査	開会、議案上程 提案理由の説明 議案等精査 議案等精査 議案等精査

（歳出の主なもの）

○新庁舎建設工事費

二十六億六千七百一十六万円

○ふるさと納税関連経費

一億五千四百四十一万八千円

○マイナンバーカード普及促進事業

……一億五千六十六万九千円

○宿毛市住宅耐震改修促進費補助金

……四千六百六十七万三千円

○宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

……二千万円

条例

◎議案第二十五号「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」

マイナンバーカードを活用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の申請及び交付ができるよう本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十七号「宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例」

片島公民館を解体撤去することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第三十号から第三十三号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町の四市町村との間で個々に締結した「定住自立圏の形成に関する協定」の一部を変更することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第二条第二項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十四号「工事請負契約の変更について」

令和元年七月三日の議会議決を受け契約締結した「小深浦高台造成工事」について、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第四十三号から第四十六号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。



陳情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第9号	国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書決議のお願い	不採択
第10号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう県への意見書提出を求める陳情	趣旨採択

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号 第2号	専決処分した事件の承認について 令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計の決算認定 令和二年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計の補正予算	承認 継続審査
第24号 第25号 第26号 第27号 第28号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例 宿毛市税条例の一部を改正する条例 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
第29号 第30号 第31号 第32号 第33号 第34号 第35号 第36号 第37号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて 工事請負契約の変更について 市道路線の認定について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決
第43号 第44号 第45号 第46号 第47号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 令和二年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決 原案可決
意見書案 第1号 第2号	公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決 原案可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

第三回（九月）定例会の一般質問は、十四日、十五日、十六日の三日間に九人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

高速道路について

問 中村宿毛道路開通後の現状、通勤時間帯の混雑、騒音等問題はないか問う。

答 国土交通省の調査によると、平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジ間及び並行する国道五六号の合計の交通量は、一日当たり約一万五千台で、その約五割にあたる七千四百台が中村宿毛道路を利用している。国道五六号平田交差点の交通量は五割減少し、和田インターチェン

ジでは信号サイクルタイムの調整で滞留が緩和した。また、宿毛市斎場付近に目隠し柵が設置されていなかったため、国土交通省と協議し、年内完成を目指して設置すると聞いている。

問 今後の延伸状況について問う。

答 四国横断自動車道、宿毛・内海間は、市街地との接続性を優先するバイパス案のルート帯と宿毛新港周辺のインターチェンジ配置案が示されている。現在は都市計画環境アセスメントを進めるための調査を実施中であり、早期事業化が図られるよう国に要望していく。

問 宿毛が単なる通過点にならないための対策を問う。

答 沿線地域が単なる通過点になる懸念がある一方で、より早く宿毛市に來られるので観光資源の魅力を積極的に情報発信し、西南地域の市町村や各観光施設とも連携し目的地としての誘客促進に取り組む。必ず宿毛に寄らないと損をするような意識をもってもらえるようなまちづくりに取り組む。

新型コロナウイルスにおける健康対策について

問 相談件数とその対策を問う。

答 健康に関するホットラインに二百四十四件の相談があり、新型コロナウイルス感染症に対する不安等が八十八件となっている。多岐にわたる個別の相談には具体的な感染対策の方法をお伝えしている。また、広報などで子供の心への対応、大人の心のセルフケアを周知した。今後も国や県との連携を図りながら市民の不安解消に努める。

問 現在のがん検診、特定健診の受診状況と感染対策、受診機会の提供対策を問う。

答 肺がんの検診者数は微増、

その他の健診は全て減少している。受診者数が減少した要因としては、四月、五月の集団健診を延期したことや、広いスペース確保のための会場変更により受診の機会を逃してしまつた方、感染リスクを考え受診を控えた方がいたことが考えられる。

宿毛文教センターや宿毛市総合運動公園で実施している集団健診は、今年度はあと三回となっている。会場内の感染予防の対策を行い、受診者にも感染予防対策についてお知らせしている。安心して受診していただきたい。



山上 庄一 議員

街路樹の在り方について

問 市長は、現状の街路樹をどのように感じているのか問う。

答 街路樹は、沿道との景観の調和を図り、地域の美観風致の向上に加え、歩行者交通

と自動車交通を分離し、歩行者の車道横断や飛び出しの防止、運転者の視線誘導、自動車の衝突緩和、木陰形成、そして雨天時の水はね防止など様々な役割を果たしている。

問 問題は、街路樹及び雑草が死角をつくっていることや、まちがきれいに見えないのではないか、ということについて問う。

答 景觀を損ねたり、交差点付近や乗入口などの視界の妨げになることがある。雑草が茂る前に除草を実施するよう努めているが、日常的な維持管理には苦慮している。

問 街路の植樹帯に花を植えていただく事業を進めているが、花の植栽の徹底を図ることも、一つの選択肢ではないか問う。

答 お花おもてなし事業として、地域住民等が行う自発的な環境美化活動を支援し、草花を植栽し、環境美化意識の高揚を図るとともに、明るくきれいなまちづくりや、観光振興に寄与することを目的とする取組を進めている。今後も引き続き周知を行い、皆様の御協力を頂きたいと考えている。

問 もう一つの選択肢として、低木をなくしてはどうか。宿毛は大会でもないし、周囲を見渡せば山には緑が一杯。わざわざお金がかかることをやる必要はないという意見があるが、このような意見について所見を伺う。

答 低木の撤去は、既に一部の交差点周りで視線の障害となる街路樹の撤去を行っている。また、地域住民等が行う自発的な環境美化活動に対して支援を行うことで、市としても低木から草花の植栽への変更を推進している。

今後、景觀や安全面での調整を行いながら、低木の撤去を検討していく。低木には緩衝材、飛び出し防止などの役割もあり、そういったものを補完しながら、何とか撤去ができないか、現在、検討を進めている。

問 街路樹の今後の在り方について、空間の使い分けで地上部分は我々が利用し、緑は頭の上にあるようにして、高木の枝打ち、ツリーサークルやスツール(椅子)の設置をしてはと思うが、所見を伺う。

答 高木の周囲へのツリーサ

ークルとスツールの設置の提案は、歩道幅員や安全性などの問題もあり、今後、低木の撤去と合わせて検討したい。

高木の枝打ちは、枝葉の状況を確認しながら、必要に応じて剪定を実施し、下の空間を脅かす枝葉が伸びないように管理をしていきたい。



山戸 寛 議員

PF1学校建設事業について

問 工事の進捗率と三月までの見通しについて問う。

答 合築校舎などの工事が二月末に完了し、三月に竣工検査と市による完成確認を行う。進捗率は八月末時点で十九%となっている。

問 このPF1事業の事業費は総計でいくらになるのか。

答 現在見積り徴収中のGI

GAスクールへの対応費用を除くと、当初の消費税を含めた契約金額四十二億九千四百九十二万一千六百三円から消費税率改正及び杭基礎の変更により二億五千四百七十万円の増額となっている。

自伐型林業と地域おこし協力隊について

問 地域おこし協力隊の存在を市の林業戦略上どのように位置づけているのか問う。

答 協力隊員に自伐型林業を実践してもらう中で、山王の方々にも利益が還元できることを実感していただき、林業に対する意識や林業経営に対する意欲の向上など、林業全般の活性化に寄与するものと大変期待している。

問 現在、この協力隊の到達点ほどのレベルだと考えるか。

答 三年目を迎える隊員は二名いるが、既に森林所有者や林業関係者からの信頼を得、関係性も構築できており、技術的にも森林整備を請負える段階にあると考える。

問 協力隊での研修・実践を終えて、自伐型林業の実践者として自立した活動を展開しようとする時に、経済的に引き合い、成立するのだろうか。市としての試算を問う。

答 植樹後五十年ほどの人工林一ヘクタールを対象に三カ月の作業期間で、五十立方メートルの木材の販売価格が五十万円、各種補助金収入九十一万円、合計百四十一万円から必要経費七十七万円を引いた額、六十四万円程度になると試算している。

問 補助金にはどのようなものがあるのか。

答 作業道開設に対する補助が人工林一ヘクタールあたり三百メートル分で六十万円、間伐作業分で十六万円、機械レンタル分として十五万円、合計九十一万円となる。

問 必要経費はどの程度か。

答 作業道開設に使用する重機のレンタル代が三十万円、燃料代が十八万円、木材の運搬費用十五万円、販売手数料が十万円、山主への支払いが販売金額の一割程度として四万

円、合計七十七万円となっている。

問 林業の問題は、森林組合等の大規模林業開発の例も含めて、多種多様である。市の森林政策を推進していく市長の見解を問う。

答 本市林業を成長産業として確立していくことを目標に、自伐林家が行う小規模林業と大規模集約型の林業が、お互いに補完し合う形で発展できるように、林業施策を推進したい。



松浦 英夫 議員

オスプレイの配備計画について

問 宿毛市が国に陳情する場合、地元選出の代議士が同行するのは至極普通のことである。なぜ、選挙区の違う中谷元防衛大臣が同行し、地元高知二区選出の広田一氏等が参加していなかったのか。

答 これまでもご案内したことがないので参加していない。

問 中谷氏は、元防衛大臣という肩書があるので事前に市長と打ち合わせの上で、市長の代わりに防衛大臣に直談判させたのではないのか。また、今回の発言について、どのように受け止めているのか、オスプレイの配備について必要であると考えなのか。

答 中谷氏の発言は一国会議員としての立場での発言でありコメントすべきではない。オスプレイの配備は全く計画がない。

問 宿毛市としての公式な陳情の場における発言である。市長の思いと真逆な発言について抗議なり、撤回を求めるべきでなかったか。

答 検討もしていない問題であるので賛同もしなければ抗議もしなかった。

問 基地誘致の陳情は、経費の無駄遣いではないか。陳情しなくても、国が必要と考えた場合、なりふり構いなく基地建設に向けて邁進してくる。企業誘致の取組と全く違う。

答 自衛隊の誘致は、企業誘致とは手法は違うが目的は同じであり、無駄な経費とは考えていない。

コロナウイルス対策について

問 現在の感染状況について市長としてどのような認識であるのか問う。

答 全国的な感染状況は落ち着きが見られないが、本市では幸いにも落ち着いたと考える。

問 感染拡大の收拾のめどが立っていない中でのGOTOキャンペーンである。どのように考えるか認識を問う。

答 感染拡大防止対策を徹底しながら、本市への人の流れを作り、地域経済を回復させていく必要がある。

学校におけるコロナウイルス対策について

問 学校の休校による授業時間の確保についての取組を問う。

答 一斉休校により、二十四

日間程度授業日が不足することになるが、夏休みの短縮や学校行事の見直し等により不足する二十四日については確保している。

問 学校現場や教育委員会での混乱している諸悪の根源は、安倍総理による全国の実地教育現場に何一つ相談もないまま休校要請が突然なされたことにある。総理大臣に休校を決める権限も要請する権限もない。総理による休校要請について、どんな法的根拠や権限に基づくものと考えているのか問う。

答 学校の休業決定は市町村教育委員会にある。文部科学省からの休業要請を受けて、臨時の委員会を開催して決定した。



今城 隆 議員

オスプレイ誘致問題について

問 市長、議長らが防衛省に自衛隊誘致の陳情の際、中谷元防衛大臣と中西参議院議員が河野防衛大臣に、オスプレイを宿毛で受け入れられると進言したという。これは誰の要求か。

答 中谷衆議院議員の発言だ。

問 要望書提出者の市長、議長、商工会会頭は、オスプレイを受け入れられるとして自衛隊誘致を求めたのではないのか。

答 何が来るか決まっていない状況で、いい悪いという話ではない。色々な可能性を模索し、自衛隊誘致に取り組んでいる。何もオスプレイに限ったことではない。

問 答弁から、オスプレイも自衛隊誘致の選択肢に入ると私は捉えた。オスプレイが宿毛に配備されたらどんな任務を負い、どんな訓練を行うのか。

答 十七機を佐賀空港に配備する方針で、防衛省からそれに対して変わった話は聞いていない。本市への配備計画は当然ない。

問 オスプレイの佐賀空港配

備の目的は、海上上陸作戦などを行う佐世保の水陸機動団と一体で運用し、南西諸島防衛にあたるという。防衛省は、暫定配備の木更津市に対して、低空飛行訓練及び夜間飛行訓練を行い、十七機そろえば一日十五回の離着陸をすると回答している。これが来れば、宿毛市民にどのような影響を与えると考えるか。

答 検討していないので、現在答えるものを自分は持っていない。

問 佐賀など各地の反対運動は、低空飛行による騒音、落下物、墜落の危険を訴えるものだ。宿毛でも住民から二千筆あまりの反対署名が寄せられている。これをどう思うか。

答 提出いただいた方々の意見を聞かせていただきたいと思っている。

問 補正予算の水陸両用機活用可能性調査費は、自衛隊機の活用可能性調査か。

答 宿毛湾への観光誘致ですと温めてきた事業だ。民間の遊覧飛行艇である。自衛隊とどういった関係があるかは

分からないが、全く関係がないとは思っている。

問 十分な論議や住民合意がない以上、市がオスプレイ誘致を進めることはないかと約束できるか。

答 住民の意見を聞くことは重要だ。限られた時間で議論を進めるため、どうすれば多くの意見を聞くことができるか提案いただき、一緒に取り組みたい。

市庁舎高台造成工事について

問 高台造成工事の完了時期を聞く。

答 工期の十二月二十八日、予定どおりに完成するだろう。

問 一億二千万円の増額変更契約は、県設計変更ガイドラインに基づいたものか。

答 一冊書類の作成が不足しているが、ガイドラインに沿って設計変更を行っている。



川村 三千代 議員

学校におけるデジタル教育について

問 被害者にも加害者にも成り得るインターネット社会において本市の現状と情報モラル教育について問う。

答 スマートフォン普及率は小学校五・六年生で約三十九%、中学生で約七十%である。大変便利なツールである反面、トラブルに巻き込まれる可能性もあるため、青少年育成センターが各学校で情報モラル教室を開催しSNSに関する正しい知識、情報を与えている。また、中学生に対しては自らを律し主体的にルールを守る取り組みを継続して行っている。学校、生徒、保護者間の合意、環境整備が必要であり、幡多六市町村の関係機関とも協議し時代に即した新たなルールづくりについても協議を行っている。

自衛隊誘致の取組について

問 これまでの自衛隊誘致要望活動について問う。

答 本市は従前より議会と一体となって誘致活動に取り組んでいる。定期的に防衛省や呉地方総監部に要望活動を行っており、平成三十年六月市議会の自衛隊誘致促進に関する決議が議決されて以後も、市議会、商工会議所が三者一体となって活動を続けている。新港が利用可能となった平成十一年以降、五十隻以上の自衛艦船が入港し、経済活性化はもちろん、連携した防災訓練により、市民の防災意識の向上、防災力の強化にもつながるものと考えて活動している。

問 平成三十年の西日本豪雨の際、自衛隊はどのような活動を行ったのか。

答 豪雨のため職員も参集できないその日の朝、高知駐屯地より連絡員が到着し午後には総合運動公園を拠点として活動が開始された。山間部の集落の安否確認、土砂、倒木、がれきの撤去等、円滑な連携

のもと適確、迅速に早期の復旧活動が行われた。大月町での行方不明者の捜索活動をはじめ孤立者の救助、給水支援、道路復旧など県内外から赴いた自衛隊の災害対処活動が実施され、応急復旧に多大な貢献を果たされた。災害発生時、自治体のみの対応対策には限界があり、人命救助の観点からも自衛隊の活動は非常に意義のあることであり、本市の災害派遣においてその活動を間近で直接体感し本心に力強く頼もしく思えた。今後も情報収集、提供に努め、市民の皆様にも真実を知っていただけるよう議員の皆様方のご協力ご理解を頂く中で広く要望活動を展開していきたい。



川田 栄子 議員

GIGAスクール構想について

問 GIGAスクール構想について概要と本市の取組のス

ケジュールについて問う。

答 多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させることを目的とした文部科学省計画の全体像である。

本市のスケジュールでは児童生徒一人一台端末が納入され、高速大容量の校内通信ネットワーク整備も今年度中に事業が完了し、各小中学校に新たな通信ネットワークが構築される。

問 端末を使ってどういう授業をするか問う。

答 無線ネットワーク環境を利用したオンライン授業や電子黒板、デジタル教科書等、他のICT機器との併用による授業展開等を想定している。

問 ICT教育推進のためには機械の使い方やWi-Fi対応のみならずICT時代に対応した授業設定や実践教育の在り方やICT教育の良さを実証して、その良さを理解できなければ全体の流れは変わらない。ICT対応できる先生の育成について問う。

答 教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実が重要課題であると考えている。文部科学省においても教職課程においてICT活用した指導方法を必須化するなどの措置が取られ、教育委員会としても関係機関と連携、協議、検討したい。

問 GIGAスクール構想は長期休校に対する対策となっており、緊急時には持ち帰って自宅学習ができるのか問う。

答 調査結果では家庭通信環境が約20%整っていないことから基本的には学校内での使用を考えている。臨時休業のケースが起きた場合の検討・研究はしたい。

ファミリーサポートセンター事業について

問 宿毛市の女性の住民が、宿毛市にはファミリーサポートがないので、四十十市へ引っ越したいという情報が四十十市を経由して入ってきた。以前の質問ではすすく広場があるとの返事であった。いの町の女性町長は女性であることを生かし、しっかりファミリーサポートに取り組ん

できた。ファミリーサポート事業を待っている市民も多い。この制度に対する考えを聞く。

答 働きながら安心して子育てできる支援や保護者が前向きに育児を行え、リフレッシュできる体制を整える事は非常に重要と感じている。

問 一時預かりのニーズは高いものがあると思う。ファミリーサポートと連動して子育て支援できる状態を作ることについて聞く。

答 子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で当事者の視点に立った子育て支援に努める。



寺田 公一 議員

スポーツ振興と体育施設の維持管理について

問 自転車イベント開催の参加者と経済効果の市としての総括を聞く。

答 すくもチリリンまぶくライドは、二日間で百五十六名の申し込みをいただき、二日間にわたる参加者が三十五名だった。多くの参加者が宿泊や飲食店を利用するなど一定の経済効果はあったと考える。また、有名ユーチューバーやインスタグラマーの方々の参加もあり、積極的に宿毛市の情報を発信していただいた事により、多くの方にSNSなどで宿毛市を知っていたなど効果的なPRができたと考えている。

問 今回、十数年前に遊歩道として整備したコースをマウンテンバイクコースとして再整備したが、遊歩道との兼ね合いについて聞く。

答 マウンテンバイクコースは、利用頻度の少なかった遊歩道を遊休資産の活用と本市の強みである森林資源を生かした形で整備を進めているところであり、今後三年間をかけて整備を進めていく。

全コースが完成するまでは、利用料金は無料とし多くの方々

に気軽に利用してもらいたい。今後は自転車の利用状況も踏まえつつ検討していくが、責任がしっかりとれるような形で運営していきたい。

問 市民体育館は、建築から二十年しかたっていないが、アリーナの壁など問題がある。特にトレーニング室は今回コロナ対策として改修が予定されているが、トレーニング器具も古く使用に耐えないものも多々ある。ベンチプレス台などの更新も含めて聞く。

答 新型コロナウイルス対策として、施設入り口や受付、トレーニング室などに、消毒液を設置しているが、注意喚起の張り紙や消毒液の設置数など改善点はある。施設内の点検を改めて行い、安全性や衛生面など、優先順位をつけて対応していきたい。

トレーニング機器については、スポーツ施設全体を維持管理していく上から、優先順位をつけざるを得ないが、必要なものは、市長部局にお願いしていく。

問 和田体育館の卓球場は、幡多郡内でも数少ない常設の卓球場だが、料金設定が高すぎ

て利用しづらいと聞く。利用料金について、見直しをかける事により、利用増や市民の健康増進を推進すべきではないか。

答 卓球室の利用は、四十万市の会員制料金と比較すると高いと感じている。会員制は、料金以外にも申請手続きの簡素化や運動習慣の定着などの効果も考えられるが、他の体育施設、あるいは種目とのバランスがあるので、今後、他のスポーツも含めて十分検討していく。



岡崎 利久 議員

沖の島学校給食センターについて

問 沖の島学校給食センターは、いつ建てられて、何年が経過しているのか問う。

答 沖の島学校給食センターは、沖の島小中学校に併設されて

おり、昭和五十二年三月の建設から約四十三年が経過している。

問 築四十三年が経過して老朽化が激しい施設である。衛生面について問う。

答 四十年以上経過した建築物の老朽化は避けられず、壁や床、天井も補修が必要な状況である。調理場内の壁や床は、給食センターとして本年七月に現地視察し現場の職員と協議を行う中で、改善箇所を把握し優先順位を基に、順次改善を図っている。なお、壁等の補修には、学校ということから、補修内容や工事の時間帯、施工方法、衛生管理上からも、簡単に行うことが難しい面があり、慎重に検討を行っている。調理工程については、学校給食衛生管理基準に基づき、調理職員が十二分に気をつけ、栄養教諭の下、Wチェックを行って、日々、安心安全な給食の提供に取り組んでいる。

問 調理師が、病気等で急に休むことがあった場合の対応について問う。

答 現在、沖の島学校給食センター所属の調理師は一名。

事前に休暇取得する場合は、調理経験を持つ沖の島在住の方に、日々雇用で代理調理をお願いしている。代理の方の都合がつかない場合は、栄養教諭に調理を要請している。本年度は栄養教諭が二回の調理を行った。病気や体調不良により、急に休暇が必要となった場合の調理業務は、栄養教諭にお願いしている。

問 今後、調理師の人数を増やす予定について問う。

答 正規の調理師が二名体制というのが理想であるが、現状、そういう形で対応させていたについては、その増員の問題については、今後、関係課とも十分協議をする中で、検討してまいりたい。

宿毛市学校給食センターについて

問 高台に建設することにより、どのような防災機能を持たすのか問う。

答 全国的に学校給食施設への防災機能を付加した例は多くない。松田川小学校の敷地は、地区住民の避難地に指定され

ていて、発災時には、多くの住民が避難をしてくることが想定される。避難者等を考慮した給食施設の計画を行うべきであると考えている。

問 給食センターに炊き出しを作るスペースを用意するべきと考えるがその事について問う。

答 職員や調理師が、新たな施設に出動できない場合、一般の方々が施設の機能を利用し、炊き出し等を行えるスペースを設けることは、大変有意義なことだと考えている。

委員会決議

今定例会に提案された議案第十五号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」の予算決算常任委員会での審査に際し、寺田公一委員より、次のとおり附帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。

◎議案第十五号に対する附帯決議

本議案中、第二款総務費、第一項総務管理費、二十四目庁舎建設費、十四節工事請負

費「新庁舎建設工事費」二十六億三千四百八十八万円については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

一 本会議場は、宿毛市政の最高決定機関の議論の場であり神聖な場所であることを十分考慮して設計施工をすること。

二 議員全員が均等に視界の確保ができるよう、配慮すること。

同じく、松浦英夫委員より次のとおり附帯決議案が提出され、全会一致で可決されました。

◎議案第十五号に対する附帯決議

本議案中、第六款商工費、第一項商工費、五目観光費、十四節工事請負費「笹平公衆便所建設工事費」七百九十九万七千円については、予算執行の前に次の点に留意し、本市議会に対して提示することを求める。

一 建設にあたっては男女別々のトイレ機能を持たせた改築とするよう強く求める。



意見書

議員より提出された次の意見書案二件を原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎意見書案第一号 公立学校教職員の長時間労働の解消を進めるよう求める意見書

文部科学省が平成二十八年度に実施した「教員の勤務実態」における一日当たりの学内勤務時間は小学校教諭では十一時間十五分、中学校教諭では十一時間三十二分となっており、これは、所定の労働時間である七時間四十五分を大幅に上回っている。平成十八年の前回調査と比べて、平日で小学校は四十三分、中学校は三十二分増加している。

また、文部科学省の「平成三十年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、教職員の精神疾患による病気休職者は五千二百二十一人（全教職員の数の〇・五七％）であり、平成十九年度以降五千人前後で推移している。

教職員の長時間労働は看過できない深刻な状況となっているが、それは教員の心身の疲弊の問題だけではない。子

どもと向き合う時間が十分でなく、授業準備にゆとりがないなどの状況は、子どもたちに対する教育の質の保証の問題に直結している。

このような状況の中で、文部科学省が休日の部活動の段階的な地域移行を打ち出すなど、長時間労働解消のための取り組みが新たに提起されている。

高知県においては、第三期高知県教育振興基本計画において、時間外在校等時間の上限時間である月四十五時間以内、年三百六十時間以内を遵守できた教員の割合が令和五年度末に一〇〇％になるよう目標設定がされた。基本計画の目標達成をより効率的に働き方改革、学校づくりと結びつけながら達成していくためには、現場教職員の意見が反映されることが重要である。教育行政と現場教職員が十分な意思疎通を図りながら具体的な実施内容に早急に取り組んでいく必要がある。

ついては、県・県教育委員会において、次の点を実行するよう求める。

一 「教育の質の保証」の観点から、長時間労働解消の取り組みを迅速に進めること。

二 教職員の要望や悩みなどを具体的な実施内容に反映

させていくこと。

三 学校や教職員に対して単に上限の目安時間の遵守を求めることにならないよう配慮すること。

◎意見書案第二号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和三年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

一 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確

保すること。

二 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

三 令和二年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

四 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策規制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

五 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来を

もって確実に終了すること。

臨時会の概要

令和二年第三回臨時会が八月四日に開催され、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策として一千三十三万一千円、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内の漁業者を支援する「漁場料支援給付金事業」として二千八百七十七万一千円、国民一人当たり十万円を支給する特別定額給付金の対象とならなかった四月二十八日以降に生まれた赤ちゃんに対して十万円を支給する「子育て応援臨時給付金」として九百万円、「宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」として三千万円など新型コロナウイルス感染症対策費を計上した「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」と市内小中学校の児童生徒に一人一台の学習用端末整備をするにあたり、予定価格が二千万円を超える財産の取得とすることから議会の議決を求める「財産の取得について」が審議され、全会一致で可決されました。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件	陳情第9号	○	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	×	×	×	不採択

【○：採択 ×：不採択】

●議会用語Q & A

Q 附帯決議とは。

A 議会又は委員会における審議の対象である事件の議決に当たって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のことをいいます。

もとより、表決の効果が後に生じる事実左右されたりはならないので、表決に条件を付けることができない(会議規則69条)ものであり、附帯決議は、議会の要望として、長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまり、法的な拘束力を有するものではありません。

附帯決議は、委員会で決定し、委員長報告の中で報告されるものと、本会議において決議案を発議し議決するものの二通りがあります。



★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページで閲覧になります。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〇山戸寛
〇今城隆
〇三木健正
〇山上庄一
〇岡崎利久

へ編集委員へ

新型コロナウイルスの世界的な大流行が続く中で、どのような生命の安全と生活の安定を維持していくのか、個人や集団としてのあり方が問われると共に、その基盤となる国家、社会の体制が試されています。

今議会においても、新型コロナウイルス感染症対策として様々な事業が提案され予算化がなされていますが、その中でも特筆すべきものとして、マイナンバーカードという情報ツールと地域振興券とを結びつけた事業があります。

マイナンバーカードを取得した市民一万四千人を対象に一律一万円の地域振興券を発行するよう一億四千万円の予算が計上されています。

国民総背番号制の持つメリット・デメリットについては意見の分かれるところですが、行政サービスの効率化や情報化社会の構築に向けた取り組みと落ち込んだ地域経済の活性化について、バランスの取れた広範囲な取り組みが不可欠となっています。

へ編集後記へ

秋の火災予防運動

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、一人ひとりが火災予防に対する意識を持つことが大切です。11月9日（月）～15日（日）の1週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災による悲惨な事故や貴重な財産の損失を防ぎ、放火されにくい「火災に強いまちづくり」のために本年度は「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を統一標語に掲げ、火災への注意を呼びかけています。

住宅防火の命を守る7つのポイント「3つの習慣・4つの対策」

3つの習慣

- 寝たばこはやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

取り付けましょう！住宅用火災警報器！

近年、建物火災による死者数が増加しており、そのほとんどは私たちが生活する住宅での火災によるものです。住宅火災で亡くなった人のうち、その多くが「逃げ遅れ」が理由で命を落としているという事実があります。また、「逃げ遅れ」が多い理由として、夜間の就寝中に発生している事例が多いことも原因となっています。しかし、住宅用火災警報器を設置していれば火災の早期発見と、迅速な避難が可能になり、「逃げ遅れ」による犠牲を少なくすることが期待できます。消防法の改正により、平成23年6月1日より全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられていますが、宿毛市全体ではまだまだ設置率が伸びていません。ご自身・ご家族を守るため、早めに設置してください。なお、電池式住宅用火災警報器はホームセンターや家電量販店で購入することができます。

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動の時期などに、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

〔問〕宿毛消防署 ☎63-3111（代表） ☎63-3300（火災・災害用） FAX 63-3396

マイナンバーカード・電子証明書休日窓口

マイナンバーカード申請の増加にともない、第4土曜日とその翌日の日曜日に、マイナンバーカードの交付と電子証明書の更新を行う休日窓口を開設します。個人番号カード交付通知書や電子証明書更新のご案内が届いた方は、ぜひご利用ください。

開設場所 宿毛市役所 1階 市民課

受付日 11月28日（土）、29日（日）

受付時間 10時～16時



各手続きについての詳細はお問い合わせください。

〔問〕市民課 ☎63-1112

ご冥福をお祈りします
（令和2年9月受付分）

住 所	氏 名	享 年
片 島	川原 啓達	79
萩原	萩野 淳一	75

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。
（敬称略）

〔問〕市民課 ☎63-1112

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発行

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除対象

- 令和2年中（1月1日～12月31日）に納められた保険料の全額
- 令和2年中に納めた過去の年度分の保険料や追納された保険料
- ご自身だけでなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料

提出書類 社会保険料控除を受けるため、年末調整や確定申告時に次の書類をご持参ください。

- 保険料を納付したことを証明する書類（領収証書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書）

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

- 令和2年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付予定
- 令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方
翌年の2月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付予定

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎ **0570-003-004** ※ 050 から始まる電話の場合 ☎ 03-6630-2525
月～金曜日 8時30分～19時／第2土曜日 9時30分～16時
(土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日ご利用いただけません)

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）

11月は「ねんきん月間」 11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

年金保険料、納めていますか。この機会に年金加入状況の確認をお願いします。

11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してください。「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）からお願いします。



ねんきんネット 検索

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

日時 11月17日（火）
9時30分～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ直接予約のお電話
をしてください。
ご予約はお早めに。

必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 認め印 ● 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

代理人の場合

- 委任状
 - 委任者と代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細については、予約の際にお尋ねください。

固定資産税係からのお知らせ

中小事業者等の皆さん

新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少している、中小事業者等の事業用家屋および償却資産に対する令和3年度分の固定資産税を軽減します。詳しくは、宿毛市ホームページ（<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-10/20855.html>）をご覧ください。固定資産税係にご連絡ください。



土地・家屋

お持ちの土地・家屋について、次のようなときは、固定資産税係にご連絡ください。

- 土地の現況地目が変更になったとき
- 家屋の全部または一部を取り壊したとき
- 家屋の新築、増築、使用用途変更をしたとき

固定資産税は、登記地目や登記床面積によらず、その年の1月1日（賦課期日）時点での現況地目や現況床面積等により評価され、その評価額に基づき税額が計算されます。

現況地目や現況床面積等の修正（課税台帳の修正）には職員による現地調査が必要となりますので、必ず1月1日（賦課期日）までにご連絡ください。

土地(宅地)の税額軽減のために申告が必要です

住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」により土地の税額が軽減されます。家屋の新築や使用用途変更により新たにこの特例の適用を受けるためには、申告が必要となりますので、ご注意ください。

登記されていない家屋の名義変更は市役所でできます

登記されていない家屋（未登記家屋）を売買、相続、贈与等により名義変更される場合は、税務課での手続きが必要になります。手続きのための承諾書は税務課固定資産税係で用意していますので、必要な方はご連絡ください。

償却資産

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。償却資産とは会社や個人が所有している構築物、機械、器具、備品などの事業用資産です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、資産の所在地の市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）

償却資産の申告用紙が必要な方は、宿毛市ホームページ（<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-10/p01020302.html>）に掲載しておりますので、ご利用ください。



提出期限 令和3年2月1日（月）

申告対象となる償却資産の例

各業種共通			
応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、エアコン、太陽光発電設備（個人（住宅用）については、10kW以上の設備が申告対象となります。）			
小売業	喫茶・飲食店	工場・作業所	建設業
商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板	カウンター、室内装飾品、厨房設備、レジスター	受変電設備、旋盤、プレス機、構内舗装、門、塀	ポータブル発電機、パワーショベル、ポンプ、溶接機
病院・診療所	農業	漁業	
ベッド、手術台、医療用機器、給食用厨房	ビニールハウス、田植機、稲刈機	漁船、船舶無線、漁網、養殖用設備	

問 税務課 ☎ 63-1203



第三者行為によるケガ・病気は届出が必要です

第三者行為（交通事故など本人以外の第三者（加害者）の行為）によってケガや病気をし、国保で治療を受ける場合、医療機関の窓口申し出るとともに、市民課保険係への届出が義務付けられています。

第三者行為でケガなどをした場合も国保で治療を受けられますが、国保が負担した治療費を第三者へ請求することになりますので、すみやかに届出を行ってください。

ただし、第三者から治療費を受け取っている場合、国保で治療を受けることができません。また、示談が成立している場合、第三者に対して請求することができませんので、示談をする前に市民課保険係へご相談ください。

手続き

- ①交通事故の場合はすみやかに警察に届出をし、「交通事故証明書」の交付申請を行ってください。
- ②市民課保険係へ届出を行ってください。（届出様式は保険係窓口や宿毛市ホームページにも掲載しています。）届出の際は、事故発生日時や詳しい事故状況などをお聞きしますので、確認のうえご来庁ください。

※国保加入者の代わりに保険会社が市役所への届出を代行することもできます。

持参物

- 保険証 ●認め印 ●交通事故証明書（交通事故の場合）
- 自賠責保険や任意保険の加入先がわかるもの

第三者行為によるケガ・病気とは

- 交通事故 ●スポーツ中の事故
- 暴力、けんか ●飲食店などでの食中毒
- 他人のペットに噛まれた など

※相手のいない自損事故で医療機関を受診する場合も届出が必要です。また、第三者行為が疑われる診療について、宿毛市から文書や電話で問い合わせを行う場合があります。ご協力をお願いします。

問 市民課 ☎ 63-1112

セルフメディケーション

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。軽度な身体の不調であれば、OTC 医薬品（市販薬）で治まるかもしれません。

OTC 医薬品とは…

英語の「Over The Counter（オーバー・ザ・カウンター）」の略で、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のことをいいます。

OTC 医薬品は、いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮し、軽い症状の緩和に活用できます。自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」のために、OTC 医薬品を上手に使いましょう。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは…

通常の医療費控除は、1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が、自分と、自分と生計を一にする家族の分を合わせて合計10万円を超えた場合、確定申告で所得控除が受けられるものです。この医療費控除の特例として、特定健診などを受けている人で、特定の成分を含んだOTC 医薬品の年間購入額が合計1万2千円を超えた場合についても所得控除を受けられる制度が「セルフメディケーション税制」です。お薬のレシート（領収書）は捨てずに大切に保管しておきましょう。なお、通常の医療費控除と併用ができないため、いずれか一方を選択することになります。

セルフメディケーション

税 控除 対象

このマークが目印！

問 市民課 ☎ 63-1112 / 税務課 ☎ 63-1204



高齢者虐待を防ぎましょう

一人で、または家族だけで、がんばり過ぎていませんか。高齢者の介護や養護は、長くなるほど心身に負担がかかります。そのため高齢者自身の気持ちを思いやるより、養護者側のペースになり、虐待に繋がってしまうこともあります。地域ぐるみで支援するなど、みんなで助け合いましょう。



高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者に対する「養護者（高齢者を養護している者）」および「要介護施設従事者等」による次のような行為を虐待と定めています。

区 分	内 容
身体的虐待	暴力的な行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
ネグレクト (介護や世話の放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その行為を放棄または放任し高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

セルフ・ネグレクトとは（高齢者虐待防止の対象外）

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、「支援してほしい」「困っていない」など、支援を拒否することもあります。が、**生命・身体に重大な危険が生じる恐れがあります。**

虐待がない地域づくり

虐待に関する問題の難しいところは、養護者（介護者）が、介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくないことです。こういった時には、様々なサービスを利用して介護する方の負担を軽減することや認知症高齢者の対応について専門家のアドバイスを聞くことで防止あるいは状態を改善できることがあります。介護する側、介護される側の悩みを解決することが大事なことです。

生活や介護に関する心配・悩みがある方、また、高齢者への身体的・精神的暴力などを発見した方やセルフ・ネグレクトでは…と気になる方がいましたら、長寿政策課予防係または宿毛市地域包括支援センターまでご相談ください。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112 / 宿毛市地域包括支援センター ☎ 65-7665

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの状態により判断することが難しい方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がありますが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分にも不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断することが難しい方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。詳しくはお問い合わせください。

問 宿毛市包括支援センター ☎ 65-7665 / 長寿政策課 ☎ 63-9112 / 福祉事務所 ☎ 63-1114

保育園等入園児の受付を始めます

令和3年度に入園を希望する方は、受付期間中に提出してください。

申込書配布期間 11月17日（火）～

申込期間 12月1日（火）～12月18日（金）※土・日・祝日を除く

申込場所 福祉事務所または希望する保育園、認定こども園

提出書類 支給認定申請書ほか（児童1人につき1枚・福祉事務所または保育園、認定こども園にあります。）

入園基準

- 宿毛市内に住所を有し、保護者が就労、疾病、障害、求職活動等の理由により児童を保育できないと認められた場合

問 福祉事務所 ☎ 63-1114

子育て世帯（公務員分）・ひとり親世帯 臨時特別給付金の申請はお済みですか？

申請期限 11月30日（月）

子育て世帯への臨時特別給付金（公務員分）

所属庁から配布されている申請書に、振込先金融機関口座確認書類を添付し提出してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金

次の①～③のいずれかに該当する場合は申請してください。

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者のうち新型コロナウイルスの影響を受け収入が減少した方
 - ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 - ③ 新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となる方
- ※②と③は年金受給や所得超過などの理由による児童扶養手当未申請者を含みます。

問 福祉事務所 ☎ 63-1114

いちはやく ～189 知らせて守る こどもの未来～

毎年11月は、「児童虐待防止推進月間」です。「虐待かも…」と思ったら、迷わず「189」（いちはやく）番にお電話ください。

例①「あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら？」

例②「子育てがつらくて、つい子どもにあたってしまう…」

例③「近くに子育てに悩んでいる人がいる」

通告・相談は、匿名で行うことができます。電話をかけた方やその内容に関する秘密は、必ず守られます。

あなたの気付きは、子どもの希望。

児童虐待かもと思ったら
すぐに相談を。

児童相談所
虐待対応ダイヤル
いちはやく
189

WEBで
相談
公開中

11月は児童虐待防止推進月間です。
児童虐待は子どもの権利を侵害する行為であり、子どもの健全な成長に影響を及ぼします。児童虐待防止法に基づき児童相談所が対応します。

24時間対応 匿名相談OK 情報厳守 通話料無料 親身に対応 記録・相談不要

「189」は児童虐待防止推進月間です。
児童虐待は子どもの権利を侵害する行為であり、子どもの健全な成長に影響を及ぼします。児童虐待防止法に基づき児童相談所が対応します。

「189」は児童虐待防止推進月間です。
児童虐待は子どもの権利を侵害する行為であり、子どもの健全な成長に影響を及ぼします。児童虐待防止法に基づき児童相談所が対応します。

問 福祉事務所 ☎ 63-1114 / 家庭児童相談室 ☎ 63-1147

母子保健

乳児健康診査

対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
11 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:15 ~ 9:35

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
3 木	子育て世代包括支援センター	9:30 ~ 11:30
	地域子育て支援センター	9:30 ~ 11:30

1歳6ヶ月児、3歳児健康診査

対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
2 水	宿毛文教センター	12:15 ~ 13:35

成人保健

子宮頸がん検診および乳がん検診

日	場 所	子宮頸がん検診 / 乳がん検診
18 金	宿毛文教センター	予約制

各種検診の結果

検 診	実 施 日
肺がんおよび結核検診	9月14日(月)
胃がん検診	9月5日(土)
大腸がん検診	9月30日(水) 回収分
前立腺がん検診	9月14日(月)
子宮頸がん検診	8月29日(土)
乳がん検診	8月29日(土)

宿毛市が実施する次の実施日までの集団検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

心の健康相談

保健師による電話・面接相談を随時お受けしています。
 幡多福祉保健所では、精神科嘱託医の相談も行っています。

相談窓口

- 宿毛市健康推進課 健康指導係 ☎ 63-1113
- 高知県幡多福祉保健所健康障害課 精神保健福祉担当
☎ 0880-34-5124 (直通) ☎ 0880-35-5979
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓
☎ 090-1173-4672

献血バスがやってきます

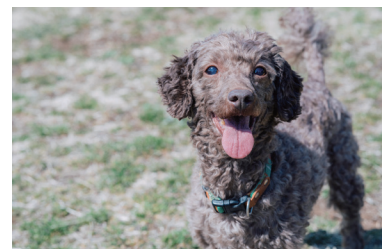
赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml献血の推進にご協力をいただいております。皆さんの善意の申し出に、お応えできないことも生じるとは思いますが、状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

月 日	実 施 場 所	受 付 時 間
11月25日(水)	幡多けんみん病院	13:00 ~ 17:30
11月26日(木)	宿毛市役所	9:00 ~ 12:00 13:15 ~ 15:30

問 健康推進課 ☎ 63-1113

狂犬病予防注射は終わりましたか？

犬を飼っている方は、年に1度狂犬病予防注射を受けさせなければならない義務があります。これからの時期、季節性のインフルエンザが流行し始めます。インフルエンザが流行する前に狂犬病予防注射を済ませることで、飼い主の感染リスクを少しでも減らしましょう。また、インフルエンザにかかってしまい犬を注射に連れて行けないということにならないために、早めの狂犬病予防注射を心がけましょう。なお、宿毛市が実施する集合注射はすでに終了しています。狂犬病予防注射を行えるのは動物病院のみとなりますのでご注意ください。



※動物病院で狂犬病予防注射の際、宿毛市が発行する問診票が必要になります。問診票がない場合はお問い合わせください。

問 健康推進課 ☎ 63-1113

はなちゃんバス だより



宿毛市コミュニティバス「はなちゃんバス」が本格運行開始から3周年の節目を迎えました。郊外から市街地へ、市街地、スーパーや病院への移動手段として、今後も市民の皆さんにとってなくてはならない移動手段の思いをもって元気に運行します！乗り方が分からない、乗るのに不安がある方などは、運行路線や運行ダイヤなどの情報を説明いたしますのでお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染予防対策のためマスクの着用をお願いいたします。

令和元年10月～令和2年9月 はなちゃんバス利用状況（1年間）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
楠山線	栄喜線	舟ノ川線	出井線	藻津線	
1,504名	2,106名	1,575名	1,379名	1,809名	8,379名



令和元年10月～令和2年9月 はなちゃんバス1日平均利用者数（1年間）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
楠山線	栄喜線	舟ノ川線	出井線	藻津線	
28.9名	41.3名	30.9名	27.0名	34.8名	32.6名



はなちゃんバスに同乗しています！

楠山線・栄喜線・舟ノ川線・藻津線に不定期で同乗し、身体や生活するうえで気になる悩み事を一緒に考え、毎日の安心と楽しいをサポートしています。

- 一人暮らしに不安がでてきた
- 買い物にいけないか心配
- 散歩に行きたいけど転ばないか不安

病院でもらっているお薬の相談や血圧チェック、理学療法士による体力チェックも出来ます。

個人でも市内各地区からのご依頼にも対応可能です。

詳しくは、大井田病院 地域連携室（☎ 63-1740）までお問い合わせください。

コミュニティナース
中野 知美 さん

（問）企画課 ☎ 63-1118

「すくすくもっと」ばしゅうちゅう

広報すくもに掲載する市内在住のお子さん（小学生以下）の写真を随時募集しています。①氏名とふりがな ②性別 ③年齢 ④生年月日 ⑤保護者氏名 ⑥続柄 ⑦住所 ⑧電話番号 ⑨簡単なメッセージ（絵文字含む 50字以内）⑩掲載希望月（ない場合、記入不要）を書いた用紙と写真を提出してください。

応募方法

- メール
- 持参
- 郵送

注意事項

- 中学生以上のご兄弟姉妹が一緒に写真も掲載可能。
- 保護者の承諾を得た写真に限る。●写真返却不可。

提出先

〒788-8686 桜町2番1号 宿毛市企画課広報統計係
☎ 63-1118

✉ kikaku@city.sukumo.lg.jp

掲載された方には、応募していただいた写真のポストカードをプレゼント



11月の行事予定

イベント・行事等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となる場合があります。

日	曜日	内容	時 間	場 所	問い合わせ先
2	月	宿毛幼稚園説明会	9:30	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
		ふれあい保育（リトミック・ごっこ遊び）	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
4	水	高知大学出前公開講座「本能寺の変と長宗我部元親」	19:00	宿毛文教センター	生涯学習課 ☎ 63-3394
7	土	幡多地区チャレンジ陸上記録会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
		高知県中学校バレーボール秋季選手権大会（～8日）	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
8	日	第65回高松宮賜杯1部 幡多予選（軟式野球）	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
		横瀬川ダムクライミングウォール	10:00	横瀬川ダム	宿毛市観光協会 ☎ 63-0801（完全予約制）
9	月	宿毛文教センター殺虫消毒による臨時休館	終日	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
		ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園
10	火	第15回 幡多支部長杯（軟式野球）	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
11	水	「高知で恋しよ!! マッチング」出張登録閲覧会 in 宿毛（～12日）	15:00	宿毛文教センター	こうち出会いサポートセンター ☎ 088-821-8081
		高知大学出前公開講座「今日から始める防災のはじめの一步～with コロナの防災を考える」	19:00	宿毛文教センター	生涯学習課 ☎ 63-3394
12	木	夜間市税納付窓口開設日	17:15	税務課	税務課 ☎ 63-1115
		マイナンバーカード・電子証明書夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 63-1112
14	土	宿毛!! ワクワク たいけんひろば	10:00	正和児童館	NPO 法人じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
		小物作り教室 「手作り石鹸とフェイスシールド」	13:00		
		自由交流			
		こども食堂ゆめ	11:30	みんなの ☎ おうち	こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529
15	日	宿毛市クリーンデー（予備日11月22日）		市内全域	環境課 ☎ 63-1697
		第48回すくも俳句大会	10:00	宿毛文教センター	すくも俳句会 ☎ 63-3001
16	月	ふれあい保育（リトミック・戸外遊び）	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
17	火	出張年金相談 ※予約は幡多年金事務所へ	9:30 13:00	市役所	幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）
18	水	ほっと広場＊南～母推（ぼすい）さんの事業～	10:00	宿毛市総合社会福祉センター	健康推進課 ☎ 63-1113
19	木	通学路安全の日	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
20	金	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
22	日	体協主催バドミントン大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
		休日市税納付窓口開設日	9:00	税務課	税務課 ☎ 63-1115
		横瀬川ダムクライミングウォール	10:00	横瀬川ダム	宿毛市観光協会 ☎ 63-0801（完全予約制）
24	火	出張無料法律相談	13:00	宿毛市総合社会福祉センター	（公財）暴力追放高知県民センター ☎ 088-871-0003
		一日行政相談	13:00	宿毛文教センター	総務課 ☎ 63-0948
25	水	献血	13:00	幡多けんみん病院	健康推進課 ☎ 63-1113
26	木	献血	9:00 13:15	市役所	健康推進課 ☎ 63-1113
		ほっと広場＊西～母推（ぼすい）さんの事業～	10:00	西地区防災コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 63-1113
		夜間市税納付窓口開設日	17:15	税務課	税務課 ☎ 63-1115
		マイナンバーカード・電子証明書夜間窓口開設日	17:15	市民課	市民課 ☎ 63-1112
27	金	認知症予防教室	14:00	聖ヶ丘病院	聖ヶ丘病院 ☎ 63-2146
28	土	宿毛!! ワクワク たいけんひろば	10:00	正和児童館	NPO 法人じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
		小物作り教室 「アロマを使ったオーナメント」	13:00	正和児童館	NPO 法人じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
		自由交流			
		スクスカップ（～29日）	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
		マイナンバーカード・電子証明書休日窓口開設日（～29日）	10:00	市民課	市民課 ☎ 63-1112
30	月	高知大学出前公開講座「運動が「心」に与える影響」	19:00	宿毛文教センター	生涯学習課 ☎ 63-3394

第12回 宿毛花へんろウォーク with だるま夕日ウォッチング開催中止のお知らせ

開催を予定していた「第12回宿毛花へんろウォーク with だるま夕日ウォッチング」は、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、参加者および関係者、ボランティアの方々の健康・安全面を第一に考慮した結果、中止します。

問 宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書 になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで 買い物ができる!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証 として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナンバ ー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

